

取締役会

— 権限・責任 —

高 橋 俊 夫

1. はじめに

取締役に、取締役会に今一つの戦慄が走っている。取締役の、取締役会の責任の重さにかかわってである。取締役として、取締役に名を連ね、直接的な責任は当該役員以外にはないとされていたにもかかわらず、業務上の全容を事後になって知っただけのことであっても、取締役会の一員として、その後に発生すると想定できたであろう損害や会社の信用失墜にしっかりと速やかに手を打たなかったという対応のなさだけで、善管注意義務に反している、と。下った高裁の判決は取締役の年収の10倍、20倍、いや30倍にもと思われる全額の支払いを命じた。取締役に名を連ねる取締役の地位の権限や責任はかくも重いものか、と。それともそうした事態を予め想定して保険をかけて勤める仕事というべきなのか。取締役、取締役会の在り方が今日改めて問われているとみるべきではないのか。ダスキンをめぐる大阪高裁が平成18（2006）年6月に下した判決は明らかに取締役、取締役会の在り方に一石を投じた事件ではなかったのか。訴えられた事件にかかわる経過を追いながら、問われているここでの経営責任とは何か。それが取締役の在り方とどう結びつくのか、問題は果してそれだけにとどまるものなのか、現実で生じた事実を明らかにしながら、検討を加えてみたい。裁判で下された判決は妥当性を持つとみるかどうか、経営学からみでの分析である。一つの考察であり、私見である。

2. ダスキン事件の経緯

ことの発端は、2002（平成14）年に事実を取り上げた新聞の報道から始まった。それは株式会社ダスキンがその傘下に持つミスタードーナツで販売していた商品「大肉まん」に、食品に使用してはならないとされていた添加物「ターシャリーブチルヒドロキノン（TBHQ）」を含んでいたことが明らかになったことにより、食品衛生法に違反しているのではないか、と報じられたことがきっかけであった。周知のようにミスタードーナツはフランチャイズ・システムをとって全国約1,300店で販売活動を展開している。したがってこの食品衛生法違反によってフランチャイジーであるミスタードーナツの加盟店に対する補償等、さらにはこのことが明らかになってから、ダスキン側がこの食品添加物 TBHQ を含んでいた業者に対して、極秘に処理しようとして6,300万円払っていた、いわば“口止め料”があったことも明らかとなって、株主の一人が株主代表訴

訟をおこした。2003年4月であった。訴えられたのはダスキンの代表取締役、取締役及びその監査を怠ったとして監査役を相手取って、訴えた側へ原告側は損害賠償を求めた。連帯して106億2,400万円を支払うことを求めている。大阪高裁がそれを認め、支払いの命令を下したのが2006(平成18)年6月である。

訴えた側は、ダスキンの経営者側に対して次の点でその責任の原因があると主張した。リスク管理体制について認識が甘かったのではないかと。つまり、「食品衛生法上販売が許されていない添加物がダスキンの販売する食品に使用されることがないようリスク管理体制を構築する」⁽¹⁾必要があったのではないかと、それを怠ったのは善管注意義務に反する、と。

二つめの点は予めこうした事態を想定して取締役はそうした体制を構築しておくべきであった、何故マニュアルを作成して、社内に周知徹底することをしなかったのか、それとて責められて当然ではないかと。「食品衛生法上販売が許されていない添加物の使用を発見した場合に取締役等がどのように報告し行動しなければならないのか等についてマニュアルを作成し周知徹底させ、違法行為等があれば即座にコンプライアンス部門等を通して取締役会に報告される体制を構築するなどの善管注意義務があったのにこれを怠った」⁽²⁾と。株主が訴えるといっても、その実質は弁護士による訴状の作成であるから、かなり内容は厳しい。業務上のかなり詳細に及んでまで規定しうるかぎりのことは予め想定してその体制づくりをしておくのが、トップ・マネジメントとして当然ではないかと。こうみれば管理組織の在り方にまで及んでいるとみるべきではないかと思われる。果してトップ・マネジメントにそこまでの責任を求めるのか、という問題も出てくる。

三つめとして、このケースでの“口止め料”を支払っていたという事実についての訴えである。「恐喝等違法行為の疑いがある事実を認識した場合には、直ちにコンプライアンス部門に報告し、同部門は必要な調査をした上、取締役会に報告する体制を構築する」⁽³⁾それを怠った、それはやはり善管注意義務に反する、と。それを怠ったがゆえに6,300万円を支払ったのではないかと⁽⁴⁾。これは事実であるとすれば、責められよう。しかも全額も大きい。

さらに四つめとして、会社側は「TBHQを含んだ『大肉まん』が販売されたことを認識した時点において、上記事実を公表し、上記『大肉まん』を回収し、謝罪等の被害回復措置をとるべき」⁽⁵⁾ここでも善管注意義務を無視し、怠った、と。

振り返ってみれば、2007年は食品の安全が広く問われた年でもあった。使用期限切れの牛乳を原料に使っていたことが明らかになって不二家は営業停止。その救済に山崎製パンがかかわることとなった。それが始まりだったのか。白い恋人の賞味期限切れ、ミートホープの牛肉偽装事件。このケースは牛肉以外の多くの肉を使っていたことも明らかになって、しかもそれがかなり長期に及んでいたことも明らかとなって企業そのものが倒産することとなった。それ以外にも赤福。船場吉兆。営業停止に追い込まれた。伊勢の赤福は創業400年余の老舗である。しかし、今にはじまったことではない。雪印乳業の食中毒事件。雪印食品のように偽装が明らかになって解体した企業もある。企業の社会性が如実に示されているケースであろう。特に食品のように消費者と

直結しているだけに、こうした“反社会的行為”が明らかになると、企業そのものの生死が問われるほど影響がはっきりしている例はないのではないのか。このケースはコンプライアンス（法令遵守）の点から問われている現代企業における企業統治がその在り方が問われている一例を示しているのではないのかと思われる。

たしかに新しい会社法でも直接これにかかわる部分は旧商法を受け継いで条文でうたっている。つまりその354条で、代表取締役以外の取締役に社長、副社長その他株式会社を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該取締役がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う、と（会社法354条）。その名称、呼び方に株式会社の「権限を代表する」と思われる使い方をした取締役については、その責任が株式会社に、その当該の株式会社にある、と明記している。口頭による場合、書面による場合もあろう。だが、それは取締役であるがゆえに代行しうる行為でもあり、負わされた責任でもあろう。もっとも新しい会社法でも社長、副社長という表現が出てくるのはこの条文だけ。株式会社は1人又は2人以上の取締役に置かなければならないこと（会社法326条①）、さらには代表取締役を置くこと、公開会社の場合には取締役会が設けられることが条文でうたわれていても、社長を、副社長を置くことという条文はない。いわば、これは俗称である。この種の表現はこの国特有といってもよいのではないのか。銀行で使っていた頭取も都市銀行からは消え、地方銀行に残るだけとなった。これとて日本の企業観の一端を示しているとみることができる。

取締役に重いのは会社法355条。「取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない」（会社法355条）。この忠実義務はやはり重い。株式会社と役員、取締役との関係は委任の関係であって、それは法律上の関係を持つものであって、責任を受けた者、つまりここでいえば取締役に選任された者は株式会社においては、その「本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う」（民法644条）。これらが取締役の善管注意義務にかかわってくることになる。

ミスタードーナツは、マクドナルドやケンタッキーと同様、アメリカからやってきたドーナツのフランチャイズ・システムによるチェーン店。その権利をミスタードーナツの日本における営業権を取得して展開しているのがダスキン株式会社である。1971年からというからすでに39年余経ている。ダスキンそのものは清掃用品のレンタル会社。創業は1963年。2006年12月には上場会社となった。株主数3,088名、資本金114億円、総資産1,800億円、株主資本1,087億円、総売上高2006年3月の決算で1,937億5千600万円、営業利益約110億円。経常利益でも約115億6,500万円。利益85億円を計上している。ミスタードーナツはお茶の水にも店があった。明治大学から駅に向かう左手、近江ビルの1階に。かつて喫茶店、明治パーラーがあったところに店があった。たしかにドーナツや飲物を売っていた。今はその店はない。関西地方に本拠地を置くダスキンがこの「ミスタードーナツ」のメニューに関西風の呼び方でいえば、豚マンを登場させたのが2000年からという⁽⁶⁾。しかもそれは中国産であった。中華風のまんじゅうゆえ中国が本場といえ、いろいろと食品の安全で疑問の多い国でもあることは事実。しかし、食料自給率が40%を割ったとさえ

いわれている日本にあっては、特に加工食品や原料にかかわっていれば、今やいかに外国への依存度が高くなっているかを知るべきであろう。安全対策をしっかりと確立しようと思えば、今や国境を越えてお互いがしっかりと約束を取り決めなければ守れないなどの状態に既に陥っていることを知るべきではないのか。

大きな争点の一つは取締役の善管注意義務違反である、と判断が下された件であった。

ミスタードーナツが「大肉まん」の販売に踏み切ったのは2000（平成12）年3月であった。「・・・5点で試作品の販売が行われ、その後同年5月からテスト販売が行われたが、テスト販売の『大肉まん』販売個数は月間40万個までであった。その後、同年10月6日から全国の店舗で販売が開始されたため、販売量は月間約500万個に上った」⁽⁷⁾とみればこの商品は明らかに大ヒット商品であった。だが、食品衛生法で使用が認められていない添加物が一部に混入していた。その事実は「新たに肉まんの製造受託先になることを希望していたB社代表者によって平成12（2000）年11月30日に関係者が多数いる試食会の席上で指摘された」⁽⁸⁾。それが「ターシャリーブチルヒドロキノン（TBHQ）」であった。親会社であるダスキン及び肉まんの製造委託をしていたもう一社であるA社が調査した結果、このA社が製造していた製品に「中国では使用を認められているが日本国内では使用が認可されていないTBHQという添加物が含まれていた」⁽⁹⁾のであった。それが確認されたのが2000（平成12）年12月2日。「他方、実際に販売された肉まんについて、検査機関に分析依頼した結果、同月6日頃にTBHQが検出されなかったとの結果が出たために、ミスタードーナツ担当の取締役甲とその上司でフードサービス部門の責任者であった取締役乙は、在庫分の販売継続を決定した。結局同12月20日頃までに、テスト販売分を含めて合計1,300万個余りの未認可添加物が混入した大肉まんが販売された」⁽¹⁰⁾。「その数、1,314万個、12月1日以降でも約300万個販売された」と⁽¹¹⁾。ここにも認識の甘さがあったとみるべきか。さらにここでこの認可されていない添加物混入の事実を指摘した「B社代表者は、この指摘をした後、自社の試作品がうまくいかないことについての損害賠償等として7,000万円を、ダスキンの肉まん製造等に関して指導に当たっていたC社に対請求した」⁽¹²⁾。ここでのB社はA社同様にダスキン、ミスタードーナツに対し肉まんの製造委託を希望していた会社であった。結局、この要求に対して、C社にかかわって、結局は、ダスキン側が払っていたのであった。これらはすべて公表されずに内部で処理されていたことであった。

翌2001（平成13）年7月になってからこれらの事情が社内で明らかになってきたことから「同年9月18日に至って、社外取締役の提案でMD調査委員会が組織され、主に関係者の処分と方針の策定を目的にさらに事実関係の調査がなされ、その最終的な結果は、同年11月6日までに前記『MDに関する調査報告書』にまとめられ、同月29日の取締役会に報告された」⁽¹³⁾。その結果、この問題での責任の所在を明らかにし、処分もとられ、方針も決定された。それは積極的に公表しない、という方針であった。善管注意義務が争われた点の一つはここにあった。「これを受けて、一審被告Y1、退陣後代表取締役社長に就任していた一審被告Y2らを含む主要な役員の間で今後の方針の協議がなされ、本件混入及び本件販売継続や本件支払の経緯等については自ら積

極的に公表しない旨の方針決定がなされた」⁽¹⁴⁾。「この自ら積極的には公表しないとの方針については、同取締役会において明示的な決議がなされたわけではないが、当然の前提として了解されていたのであるから、取締役会に出席した上記その他の取締役らもこの点について取締役としての善管注意義務違反の責任を免れない」⁽¹⁵⁾、と。

2002（平成14）年5月に「厚生労働省に匿名で『大肉まん』への未認可添加物混入の通報があり、同日15日、保健所が大阪府下のミスタードーナツ8店舗に立入検査を行った」⁽¹⁶⁾。そこでマスコミが取り上げるところとなり、広く知られることとなったわけである。そこで大阪府は、ダスキンに対して2002（平成14）年5月31日、食品衛生法23条に基づき、この件についての販売禁止の処分がとられたのであった。

この事件の前年、よく知るところとなった雪印食品の牛肉偽装事件があり、消費者が食の安全についてこれまで以上に敏感になっていた時期でもあった。したがってマスコミはテレビ、新聞、雑誌等を通じて大々的に取り上げる、それがなお拍車をかけることとなって厳しい批判が企業側に向けられる。このところよく見かけるカメラに向かって頭を下げる光景である。それはきわめて日本的現象といってよいほどの光景である。それで消費者への謝罪が済んだ、とみるのか。消費者の側は、全くの儀礼的なものであっても、それで納得するのであろうか。

既にことが起きてから1年半近くも日時が経過していることを責められたとき、食品衛生法で「人の健康を損なうおそれのない場合として厚生大臣（当時）が定めていない添加物」⁽¹⁷⁾が混入していた事実を指摘した業者に現金として6,300万円払っていた問題とのこともあって遅れたと釈明することとなる。その後6月に入ってダスキン側は、この混入を指摘した業者に対して「口止め料」として6,300万円を脅し取られたとして、大阪府警に告訴することとなる。

さらに翌2003（平成15）年9月4日、ダスキンは「本件販売を理由に、食品衛生法違反の罪で罰金20万円に処せられた」⁽¹⁸⁾のであった。2002（平成14）年4月からの決算でここでの「大肉まん」関連にかかわって要した費用を損失として計上した。（何故か法律用語では「出捐」という用語を使っている。）

その詳細は、

- ア. ミスタードーナツ加盟店営業補償 57億5,200万円
- イ. キャンペーン関連費用 20億1,600万円
- ウ. CS組織員さん優待券及びSM・MM等特別対策費用ほか 17億6,300万円
- エ. 新聞掲載・信頼回復費用 6億8,400万円
- オ. 飲茶メニュー変更関連費用 3億4,600万円

その会計額は105億6,100万円にのぼった⁽¹⁹⁾。この金額はその後、株主代表訴訟で会社に賠償するようにと経営陣13名に求められた額であった。その間、2002（平成14）年7月10日、ダスキンはこの件に関しての調査を求められていたその結果について保健所に報告し、7項目についての改善策についても提出し、大阪府はこの報告をうけて、この件についての処分解除を行ったのであった。ダスキン側もその結果、肉まん以外の「飲茶セット」も国産品に原料を切り換える方針

を明らかにしたのであった。

2002（平成14）年9月、取締役、監査役の全役員15人が社長に辞表を提出し、社長自身も、責任を取って辞任することを明らかにし、11月開催の臨時株主総会で正式に決定されたのであった。

2004（平成16）年12月、大阪高裁が下した判決の主文の要旨からすると次のような内容であった。すなわち、それは被告全員について責任を認め、会長兼社長に対しては5億2,805万円、担当外の専務取締役に対しては5億5,805万円、監査役を含むその他の取締役全員に対してそれぞれ2億1,122万円の支払を命じた。この11名はこの事件の経緯については何ら知らされていないにもかかわらず、下された命令であった。連帯して責任を負うことを求めているのである。

3. 「大肉まん」開発プロジェクト

「ダスキンは、ミスタードーナツ事業本部が展開するミスタードーナツ事業に飲茶点心類を導入するに当たり、平成4（1992）年11月13日、サントリー株式会社の子会社であり、餃子専門店等を経営している皇宮との間で、次のような内容を含む技術提携覚書を締結した」²⁰とある。逆算してみれば、「大肉まん」を売り出す8年前にこの企画は俎上にのったということになる。清掃用具レンタル事業を主力としていたダスキンのにとっては全くの未知の分野といってよい。研究所をもって自社製品の開発に努めていたわけでもない。ミスタードーナツがその分野での市場での一定の浸透、成熟をみて、その伸びの鈍化を察知したときおそらくは新規分野の、いや新製品の開発にのり出した。それとて“時間の節約”をはかっていた、既に実績のある、それと思われる分野での“先行していた企業”に協力を求めた、それがこの分野での一つ、皇宮だったのであろう。ダスキンは、平成4（1992）年にミスタードーナツの飲茶事業に進出して以来、小肉まんを販売してきたが、その売れ行きは芳しくなかった。そこで、平成11（1999）年11月に、平成4（1992）年11月からダスキンの間に飲茶事業に関し技術提供契約を締結していた株式会社皇宮（ファンコン）並びに従来からダスキンの取引のあった食品メーカーである株式会社ハチバン及び伊藤ハム株式会社の3社とダスキンの間で『大肉まん』開発プロジェクトを設け、『大肉まん』の試作を開始した²¹という。そこで皇宮との間に交された覚書は次のような内容であった。

「ア. MD本部（＝ミスタードーナツFC本部）はミスタードーナツ事業の新商品として飲茶点心類を取り扱い、皇宮は、MD本部が希望する飲茶点心類の開発、提案をMD本部に対して行うとともに、皇宮がその権利を有するレシピを開示しかつ技術指導として、飲茶点心類の生産、供給体制を支援するものとする。

イ. 飲茶点心類は、MD本部と皇宮が協議し決定した製造業者にMD本部が製造を委託するものとし、MD本部が指定する流通業者を通じて、MD本部が主宰統括する加盟店の店舗に直接納品させるものとする。

ウ. 皇宮は、イの製造業者に対し、自己の権利に属するレシピを開示しかつ技術指導を行いMD本部の指示する品質の商品開発と製造を行わしめるものとする。

エ. (ア) MD本部は、皇宮に対し、飲茶点心類の商品開発委託金として1億円を払うものとする。

(イ) MD 本部は、皇宮の商品の開発提案、レシピの開示、技術指導の対価として、年間2億円を上限として、MD 本部が主宰統括する加盟店に対する飲茶点心類全類の納品価格の2パーセント相当の生産技術協力費を支払うものとする。

ただし、この上限額については、正式導入開始後6年を経過したときに双方協議の上見直しをするものとする。

(ウ) (ア)(イ)の支払方法等については、MD 本部と皇宮の間で別途協議の上決定するものとする。』²²⁾

ここからも知るように、この企画が立ち上がって軌道に乗ったとき、その商品は販売はA社、企画・製品開発のノウハウや技術指導はB社そして製造するのはまた別のC社、というように一つの製品をみてもその内実はきわめて複雑な様相を呈している。一言に製造物責任というけれども、その製品の如何によってはこうした分業・協業体制がとられている、そうしたケースが多くなっているのではないのか。いやここでのケースはさらに複雑だ。製造を担う部分が国内のみにとどまらず、国外、しかも中国にまで及んでいたのでもある。

さらにダスキンはハチバンとの間にも製造委託契約を結んでいた。それは平成12(2000)年10月1日であった。

〔ア〕 製造供給量は月産400万個を目処とし、店舗数、売上げの増減により変動する。

(イ) 製造供給日は平成12(2000)年10月とする。

(ウ) 『大肉まん』の使用は開発したレシピ、原材料規格書に基づく。

(エ) 価格は別途協議の上決定する。

(オ) 品質管理、衛生管理は万全を期し、ミスタードーナツの基準を満たすこと。

(カ) 生産工場はLIACCP又はISO9001の基準に準ずる工場であること。

(キ) 発注期間は平成12(2000)年10月から平成13(2001)年9月までとし、双方話し合いにより1年ごとに更新する。

(ク) その他の事項については、双方話し合いによって決定する。』²³⁾

さらに製造委託はもう一ヶ所に及んでいて、そことの間にも平成12(2000)年12月5日に次のような条件での製造依頼書が出されていた。

〔ア〕 製造供給量は全量の3の1(月産200万個)を目処とする。

(イ) 製造供給日は平成13(2001)年2月を目処とする。

(ウ) 現行肉まんと同品質(味・外観・大きさ・使用原材料)であること。

(エ) 価格は工場出し価格29.53円とする。

(オ) 品質管理・衛生管理には万全を期し、ミスタードーナツの基準を満たすこと。

(カ) 生産工場はLIACCP又はISO9001の基準に準ずる工場であること。

(キ) 発注時期は平成13(2001)年1月から同年12月までとする。』²⁴⁾

この会社との間には平成12(2000)年12月13日付で、翌13(2001)年1月1日からの1年契約で業務委託契約を結び、「ダスキンが委託料年額3,300万円を支払う旨」²⁵⁾の約束を交わしたので

あった。何故こうした方法までとったのか。「すなわち、『大肉まん』については、発売当初よりすべて中国本土において生産し冷凍加工後に輸入して対応しているが、昨今、異物混入が相次いだことから、危機対策室が再度中国本土に赴いて製造工程の再々チェックや現地での再発防止の協議をしている」²⁶⁾。この業務委託契約を結んだ会社（ここでは仮にA社と呼んでおくが）、このA社の納入した製品でTBHQにかかわる事件が生ずることとなる。このA社は平成13（2001）年10月31日から同年12月27日までに、合計262万2,640個を納品していた²⁷⁾。

「ダスキンは、テスト販売を開始した平成12（2000）年4月から同年12月20日ごろまでの間に、食品衛生法上使用が許されていない添加物であるTBHQが含まれた『大肉まん』を1,314万個（同年12月1日以降で約300万個）日本全国のみスタードーナツ店頭で販売した」²⁸⁾。問題となった添加物TBHQは「大肉まん」の皮に光沢をつけるために使用されたものであった。

「ダスキンは、『大肉まん』の製造を伊藤ハム株式会社とハチバンに委託し、皇宮に技術指導させていた。そして、伊藤ハムは、その中国工場において『大肉まん』を製造し、ハチバンは、ニッキーフーズにその製造を再委託し、同社は、中国の子会社である仁木食品の中国工場で『大肉まん』を製造していた」²⁹⁾というから、双方とも実際には中国で製造していたわけである。この中国の工場、山東仁木食品有限公司、ここでの製品にであった。「TBHQは、仁木食品が『大肉まん』の皮の部分の原材料として使用したショートニング（加工食物性油脂で、天然のパーム油に化学合成品の酸化防止剤を入れたもの）に含まれていた」³⁰⁾。

この事実を平成12（2000）年12月中旬頃、ダスキンの役員室を訪ね、「TBHQが、大肉まんに入っていますよ。大変なことですよ」³¹⁾と告げたのが、前にふれたA社のMであったという。だが、結局は、この時点でダスキン側の担当責任者が、この事実を指摘した業者に“口止め料”の形をとって6,300万円を支払っていたことが後になって明らかとなる。2002（平成14）年6月5日、この業者をダスキン側は、脅し取られたのだとして、恐喝容疑で告訴することとなるのである。

この件が明るみになったのは「匿名による通報」が厚生労働省、農林水産省になされたのが発端であった。その通報をうけて「平成14（2002）年5月15日、保健所が大阪府下のみスタードーナツ店8店舗に立入検査をしたことをきっかけとして、同月20日、共同通信社からダスキンに対し取材がされた。そこで、ダスキンは、同日、記者会見をして、本件販売の事実を公表」³²⁾したのであった。それによってマスコミがどのように反応したか、それは今日その例を多くみると同様であったというべきであろう。勿論、一般消費者が食の安全性についてより重要に受けとめ、その意識を高めたこと、さらに企業側に対しては厳しい批判の目が向けられ、この場合でいえば、ここでの製品を市場において販売することを断念せざるおえない状況にまで追い込まれたこと、事後処理に多額の費用が出費することとなったことなど、多くの被害となってあらわれたこともたしかである。勿論、それをうけて会社内部での責任を問い、その処分も行われたのであった。

原告、被告双方の主張を聴き、事実と認めることを明らかに、さらに争点をめぐっての双方の主張を取り上げたうえで、裁判所は判断を下している。その中でも特に注目している点は次にか

かわる部分であった。

「この関係で注目されるのは」³³⁾としてことがらをあいまいにした事態について述べている。「MD 調査委員会の中間報告をみた社外取締役の青柳 紀（株式会社ヨコハマフーズ社長）が、平成13（2001）年10月28日付けで、当時ダスキン代表取締役社長であった一審被告 Y 2 宛に提出した詳細な提言書（乙ア13）である。同提言書で、青柳 紀は、これはミスタードーナツ最大の危機である。Z 及び M の行動はヤクザの恐喝である、ヤクザの常套手段で、一度金を出したらとことん食らいついてくると考えるのが妥当である。ミスタードーナツに禁止されている不純添加物という文書がマスコミまたは怪文書として巷に流れたら、その影響は計り知れない」³⁴⁾と警告し、先手を打ってマスコミに不安のないこと、さらに関係官庁に対して公表しなくてはならないこと、など、ブランドを守ることを強く訴えていたのであった³⁵⁾。

この提言が無視されたことを、この裁判では終始重視している。ここで結局は、「『自ら積極的に公表しない』というあいまいな方針が採用されたのである」と³⁶⁾。それを裁判官は、消極的に隠ぺいする、という方針と言い換えることができる、と³⁷⁾。「一審被告 Y 4 は自ら公表することはリスクが高すぎると供述しているのであって、つまりは、公表した後に予想される社会的な非難の大きさにかんがみ、隠せる限りは隠そうということにしたもので、現に予想されるマスコミ等への漏洩や、その場合に受けるであろうより重大で致命的な損害の可能性や、それを回避し最小限度に止める方策等についてきちんと検討しないままに、事態を成り行きまかせにしたのである」³⁸⁾。自らすすんで公にしないとすることを、すぐさま、消極的な型での「隠ぺい」とみならず、その判断は少し厳しいように思える。事態の深刻さがわかっているにもかかわらず、すすんで踏み出すことの難しさは世の常、一般の対応であろう。だが、今日ではそれさえ許されない。社会的影響力の大きい企業にとっては、その活動を継続しようと意図するかぎり、しっかりと組織として対応することが求められているということであろう。おそらくこれが今日企業に求められている社会性の一面でもであろう。10年前は許されていたことかもしれない。しかし、今日では企業の日常活動の中にしっかりと社会性を取り込むことが避けがたい事態に至っている、その一例であろう。はっきりと断定している、「それは経営者としての自らの責任を回避して問題を先送りしたに過ぎないというしかない」³⁹⁾責任の回避といている。

「一審被告らは、本件混入や本件販売継続の事実が Z 側からマスコミに流れる危険を十分認識しながら、それには目をつぶって、あえて、『自ら積極的に公表しない』というあいまいな対応を決めたのである。そして、これを経営判断の問題であると主張する」⁴⁰⁾とその主張をうけながら、裁判官は応える。「しかしながら、それは、本件混入や販売継続及び隠ぺいのような重大な問題を起こしてしまった食品販売会社の消費者及びマスコミへの危機対応として、到底合理的なものとはいえない」⁴¹⁾。正しいかどうかではない、合理的か否かを判断の基準としている。「すなわち、現代の風潮として、消費者は食品の安全性についてきわめて敏感であり、企業に対して厳しい安全性確保の措置を求めている。未認可添加物が混入した違法な食品を、それと知りながら継続して販売したなどということになると、その食品添加物に実際に健康被害をもたらすおそれ

があるかどうかにかかわらず、違法性を知りながら販売を継続したという事実だけで、当該食品販売会社の信頼性は大きく損なわれることとなる⁴²⁾。食品の安全が叫ばれ、消費する側が敏感になっていること、今日では賞味期限切れや産地偽装等でさえもマスコミが大きく取り上げていることから広く知るところである。最近の例をみただけでも使用期限の切れていた牛乳を原料に使っていることで営業停止にまで至った不二家、ミートホープ、白い恋人、赤福、御福餅、比内鶏、ニチアス、東洋ゴムと多くの例をみている。それらとてほんの少し前の雪印食品などに“学んで”いるはずである。できたら隠し通したい、そういう心理が何よりもまっさきに走るのではないのか。所有者意識の強い、株式の保有関係にあっても個人ないしは同族で所有し、一家一族の“所有物”と変らない意識が強く残っていること、それもこうした動きに走らせる一因であろう。それほど、ほんの少し前まで株式会社を名乗っていても、一族の所有物と何ら変りないきわめて私的な性格をもっていたからのことではないのか。いや法人擬制説で捉えられる企業＝株式会社の多くはそうであるとみる。しかもその創業者やその一族にかかわる人が経営の中心に座っていたならば、かなり独断専行で行われているのが多くの場合であろう。取締役会は置かれていても全くの形式的なものにすぎず、果してどれだけ機能していたか、と。その典型的な例は西武鉄道のケースであろう。7年余に及んで取締役会は開催されていなかった、というのであるから。このところのケースでいえば、ミートホープはその典型であろう。牛肉以外の肉を大量に使っていた、というのであるから工場で作業をしている人たちが気がつかないわけがないと思う。口にすれば、それが解雇につながる、所得の道を失う、さらにかわりうる他の仕事を求めることの難しさを思えば、口をつぐんだのではないのか。内部告発の難しさである。

ここのケースでも被告側に幾分の同情が残るのは、ここで使われていた無認可添加物が国際的にみれば、アメリカや中国など10数ヶ国ではそれが認可されている点である。しかも製造されていた工場は中国であった。ここには今日のグローバリゼーションの一端が及んでいることをみないわけにはいかないであろう。したがって、無認可といえどもそれは決して絶対的な判断ではないことも知るべきであろう。規制緩和策がとられる多くの場合が、こうした“規制”もかかわった緩和であり、大きな流れはいつも、ハードルの低い方へとそれが動いていることである。

「ましてや、その事実を隠ぺいしたなどということになると、その点について更に厳しい非難を受けることになるのは目に見えている。それに対応するには、過去になされた隠ぺいとはまさに正反対に、自ら進んで事実を公表して、既に安全対策が取られ問題が解消していることを明らかにすると共に、隠ぺいが既に過去の問題であり克服されていることを印象づけることによって、積極的に消費者の信頼を取り戻すために行動し、新たな信頼関係を構築していく途をとるしかない⁴³⁾と考える」。何しろ裁判官の目は厳しいのだ。世の中がこういう人たちばかりであれば、おそらく脱税だってなくなるにちがいない。交通ルールを犯す者さえも、そして新聞の三面記事も、テレビの報道特集もなくなるのではないのか。

「マスコミの姿勢や世論が、企業の不祥事や隠ぺい体質について敏感であり、少しでも不祥事を隠ぺいするとみられるようなことがあると、しばしばそのこと自体が大々的に取り上げられ、

追及がエスカレートし、それにより企業の信頼が大きく傷つく結果になることが過去の事例に照らしても明らかである。ましてや、本件のように6,300万円もの不明朗な資金の提供があり、それが積極的な隠ぺいとみられる方策を重ねることは、ことが食品の安全性にかかわるだけに、企業にとっては存亡の危機をもたらす結果につながる危険性があることが、十分予測可能であったといわなければならない⁴⁴⁾。やはり、裁判で争うこととて厳しい。それとて避けようとするのではないのか。たとえ株主代表訴訟といえども単に株主であるということにとどまらず、当該企業と直接かかわりがあったケースが多いことは、この場合にもみてとれる。

「したがって、そのような事態を回避するために、そして、現に行われてしまった重大な違法行為によってダスキンの企業としての信頼喪失の損害を最小限度に止める方策を積極的に検討することこそが、このとき経営者に求められていたことは明らかである⁴⁵⁾。裁判所の判断はここで経営者の判断についてまで立ち入っている。だが、経営者個人というよりはむしろ取締役会に求めるべきではないのか。全社的な方針を取締役会という機関にかけて協議を重ねたうえでの対応こそ求められたのではないのか。「ところが…、一審原告らはそのための方策を取締役会で明示的に議論することもなく、『自ら積極的には公表しない』などというあいまいで、成り行き任せの方針を、手続き的にもあいまいなままに黙示的に事実上承認したのである。それは、到底、『経営判断』というに値しないものというしかない⁴⁶⁾。経営判断に値しない、と。失格の判定である。これが善管注意義務違反なのである。この件にかかわって支払われた費用との関係についても因果関係は認められないとして、却下され、その全額が個々の取締役会メンバーの関与の度合いに基づいて賠償も求められた。

2006（平成16）年12月22日、大阪地裁はこの件についての株主代表訴訟について、被告Y2（元社長）に対して5億2,955万円の支払いを命じ、原告側の請求はいずれも「棄却」となった。

2005（平成17）年2月9日、大阪地裁、元専務とフランチャイズ事業本部長に対して請求額全額である106億2,400万円の支払いを命じた。

同年9月16日には、無認可添加物の事実を指摘した業者が、取引を停止されたとして訴えていた訴訟についてもそれを認め、約1億7,600万円の支払いを命じた。

さらに下って2006（平成18）年6月9日、大阪高裁は控訴審の判決が行われ、元社長以外のY2（元専務取締役）に5億5,805万円、それ以外の一審被告（役員）Y3からY11までの9人に対し、それぞれ2億1,122万円の支払いを命じたのである。

厳しい判決であった。

ダスキンの側から提示された証拠資料から、ここでは独立採算制を基礎にしての「カンパニー制」という事業部制が採られていた。「平成12（2000）年7月10日、全事業部門を『完全資金独立採算会社』とし、権限と責任を各事業部内の責任者に委譲する旨の稟議規定の改定を行った⁴⁷⁾。その事業部の一つ「フードサービス事業グループ」は、フードサービス事業本部とミスタードーナツFC本部とから成って、そこでの権限、責任は次のようになっていた。「稟議規定には、各事業部内（本社スタッフ部門を含む）ごとに、全額による決裁範囲が定められていた。この金額

による決裁範囲は、部門内スタッフ、スタッフ責任者、部門責任者、担当役員、総括責任者の順に大きくなり、総括責任者の範囲（1億円以下とされる部門と5億円以下とされる部門があった）を超える案件については、経営情報担当専務取締役被告Y3又は役員協議会（取締役会）が決裁権限を有することとされていた。また、部門内スタッフの決裁枠については、各部門内で定めることとされていた。ただし、業務委託契約の締結に関する件は、関係部門（人事、総務、経理、監査）の役員及び被告Y3の決裁・確認の上、役員協議会（取締役会）による最終決裁が必要であった⁴⁸⁾。こうした事業部制組織、カンパニー制と呼んで基本的に独立採算制をとっているケースは今日少し大きい企業であれば、よくみかけるきわめて一般的なことといってよい。しかも決裁の範囲とて、ここでは全額が使われているが、それとて同様であって、企業によってはその上限20億円というケースもあることはよく知るところといってよい。ソニーの場合でいえば、一時期、トラッキング、ストック（子会社運動株）でさえ発行していたことがある。製品別、地域別を中心として企業規範が巨大化していく中で、カンパニー制と呼ばれた独立採算制を中心とした事業部制はかなり普及したことは事実である。今日でさえも多く採用されているといってよい。1946（昭和21）年、資本金19万円で創業したソニーは、現在、資本金6,252億円、株主数652,205名（2006年9月）、発行株式総数10億210万2千株。株主資本3兆2,367億円、使用総資本（総資産）11兆1,436億円、連結子会社は持分法適用59社、子会社947社、当初26名ともいわれた授業員は現在、単独で16,388名、連結で162,800名を数える。1,000社に近い子会社とてソニーのこれまでの発展過程の中でその多くがかつて事業の一部をなしていたものが、分離独立していったにすぎないことをみれば、経済活動を行っているその結びつきからみれば、それぞれがすべて別法人化していても、経営上の結びつきはソニー傘下におかれていることは何ら疑いの余地はない。これが巨大企業についてみれば現実なのである。同様のことはトヨタであれ、日立であれ、東芝、キャノン等例外ではない。それは企業内分業であるが、時として他国にまで及んでいる現状をみれば企業内国際分業とてとられているのである。さらにそこに外部委託が加わる。アウトソーシングである。それだけに専門化、特化したメーカー、EMSも加わる。その規模の大きい企業はすでに従業員数20万人を超えるともいわれている。ソレクtronなどはそうした企業の一つである。逆に製品を生産しないメーカー、ファブレスも登場することとなる。広くみれば、社会的分業のレベルでみれば、かなり細部に及んでこうした分業化が進展しているのが現実である。フランチャイズ・システムとて新たな業態であるといってよい。

ダスキンの場合、専務取締役A氏はフードサービス事業グループを、本部長取締役Y氏が担当し、ミスタードーナツFC本部は本部長取締役B氏が担当していた⁴⁹⁾。さらに彼らの間での権限についてみれば、稟議規定では、ミスタードーナツFC本部の3,000万円以下の案件についてはB氏が単独で決済処理することができるとしていたのに対して、3,000万円以上1億円を超えない範囲についての案件はA氏とB氏の共同決裁というように権限が下位に委譲されていた。この権限と責任の関係はここでも明らかに一つの焦点であり、争点になっている。ダスキン株式会社としての取引についてその仕訳コード数から年間422万8,026件（2000（平成12）年度）1日平均

1万7,617件（月、稼働日数20日にして計算）という業務量の中で、取締役会が何処までこの日常の業務に関与するか、責任ともかかわって問われるところではある⁶⁰。少なくともダスキンにかかわって裁判所が下した判決は、業務上にかかわることがらについては最終的には取締役会にも責任があるとしてみたことである。かつて森永ヒ素ミルク事件があった時、その責任は工場長、製造課長にとどまっていたことを今思い起こす。すでに50年近くを経過している。こうした司法の判断にも現代の企業についての社会性の一面を示す部分がのぞいてみるとみる。製造物責任はそれほど厳しく問われているとみたい。

品質管理、リスク管理の体制がどのようになっていたのか、善管注意義務を怠ったこととして原告が訴えた一つはここにあった。ダスキン側はこの点についてどのような体制をとっていたのであろうか。

被告側はこの点について原告と争うとして次のように主張している。

「あるべきリスク管理体制とは、あらゆる不祥事の発生を未然に防止できる完璧なシステムを意味するものでないことはもちろん同業他社に比して卓越したシステムや、事件発生後において、当該事件の具体的内容、原因等を分析検討することにより導き出される防止システムを意味するものでもなく、当該事件発生時において、同業他社が導入済みの一般的普遍的システムを意味する」⁶¹と一般論についてふれた後、原告側の主張について反論する。

「現代社会が複雑化すればするほど、そして法令が多岐にわたればわたるほど、従業員が直面するあらゆる場面を想定して、その行動規範を具体的に一つ一つすべてを示すことなど不可能といわざるを得ないのであって、原告の上記主張は高論ではあっても、役員の善管注意義務を画する基準とはなり得ない」⁶²と反論する。ここでの「上記主張」とはリスク管理体制の欠如を指摘した点であって、取締役は自ら法令を遵守するだけでなく、そのことを従業員に対しても求めるようにコンプライアンスの徹底をはかるべきであったとしていた点についての反論でもある。この点について私は原告の主張に同意する。日本の企業社会にあって総じて法意識は十分でなかった、いや決して十分でなかったことを認める。企業にかぎらずというべきかもしれない。市民生活にあっても何かもめごとがあってもこれまでの多くは、あまり表沙汰にすることなく、なるべく当事者同志で“納得”するまでの努力を重ねて、あるいは年長者の仲介者が入って、いわば丸くおさめることによっていたのだと思う。それがいいといっているのではない。それほど決定的な利害の対立をみることもなく、つくりあげてきた共同体意識の中でつくりあげてきた知恵であったのかもしれない。弁護士に相談に行く、裁判にかけるといっものはいつも決定的にその溝が埋まらないというケースが圧倒的ではなかったのか。それは企業の側とて、しっかりと顧問弁護士をたのんで、というケースがそれほど一般的に行われていたかさえ、疑問の残るところではないかと思う。今回のケースでさえも、法令違反かどうか疑問になったら、一度弁護士に相談することがあったのではと思うが、そうした事実は何ら付されていない。なかったとみるべきなのであろう。

被告側はやはり反論している。

「コンプライアンス部門の設置についても、コンプライアンスマニュアルの作成にしても、日本の各企業は、まさに今その取組みをしている状況であって、本件事案が発生していた平成12(2000)年11月時点において、いまだコンプライアンスマニュアルが策定されていなかったからといって、その一事をもって被告らに善管注意義務違反があるとは到底認められない」⁶³⁾。エンロン破綻が明らかになったのが2001年12月。この事件はその急成長、急拡大を遂げていた企業だけにその衝撃は世界全般に及び、コンプライアンスのみにとどまらず、コーポレート・ガバナンスの必要性が大きく叫ばれたことも明らかであった。それ以降である。

さらに原告側は、体制の不備について弁明する。「本件事案が発生した平成12(2000)年11月当時においては、我が国の企業は、法令遵守体制の構築に向けた取組みが緒につき始めた状況であって、いまだコンプライアンス部門が設置されていなかったからといって、それ自身が取締役等の善管注意義務違反を基礎づけることにはなり得ない」⁶⁴⁾と。この点についてもわれわれとて原告側の言い分は、その通り、と認めるのではないのか。コンプライアンスという言葉さえ、一般にそれほど普及していなかったから、なおのことである。

さらに原告側は弁明を続ける。「…わざわざ別組織の専門機関としての『品質管理機関』をも一つ設けなければ食品衛生は法の遵守が困難になるとは考えられない」と。その点とて同意する。異論はない。だが、食品に関連している分野で企業活動を行っていれば、業務にあってはそれは当然のこととして管理上の責任として上がってくることであって、通常業務の中にあって管理者、担当者の職務上の責任事項に入っていて当然ではないのか、この点についてはほとんど言及されていない。さらに内部告発に関しても原告側はやはり弁明する。「わが国において、各企業が内部告発制度を導入し始めたのは、まさにここ1、2年のことにすぎず、したがって、ダスキンにおいて、平成12(2000)年11月当時内部告発制度がなかったとしても無理からぬ話であって、取締役等の義務違反を構成するとは到底考えられない」⁶⁵⁾。内部通報制度についてもいわれるように、法制化をみるのはその後のことである。さらに社外からの専門化によるチェック体制として、まだそのような段階に至っていなかったことを弁明する。これとて無理からぬことではなかったのか。

それでは品質管理体制がどうなっていたかについて、ミスタードーナツ FC 本部の場合について述べている。

「ミスタードーナツ FC 本部には、商品開発部門から独立した品質管理部門として品質管理室が設置されていた」⁶⁶⁾。当然のようにというべきか。何故それが機能しなかったのかはここでは問わないにしても、どういう体制がとられていたかは原告側が主張しても当然であろう。「品質管理室は、①消費者からのクレーム対応、②衛生管理ガイドに基づく衛生検査、③すべての仕入先から提出をうける原材料規格書の管理、原価構成表及び商品成分データの管理、商品成分一覧表の作成、消費者からの商品成分に関する問い合わせに対する対応、④営業通信への品質管理ワンポイントセミナーの掲載等の業務を行っていた」⁶⁷⁾。商品の企画、開発レベルにあつての品質

の問題についてはそれではどのような対応がとられていたのか。ここでの肉まん、大肉まんの場合についてみれば、ダスキンの場合、食品は専門外ゆえ、自社開発できる製品ではない。したがって外部への委託であった。そもそもの原因の一つは、したがってここにもあった、開発から販売まで自社内で行うということを経営の中で考えれば、そもそものがこうした安易な外部化に走らせたこととて考慮すべきであろう。だが、グローバル化、市場の開放の動きの中で向かっているのはこうした規制緩和ゆえに、こうした外部委託を安易に拡大していることにも一因があるとみておくべきであろう。雇用の柔軟化、派遣労働者問題と同様である。しかもそれらについて立法化の措置をとって合法化しているのである。それ自身は否定しない。抗しがたい動きなのである。問われるのはそれによって責任の所在があいまいになってきていることこそより一層問われなければならないのではないのか。

結 び

この事件を追って起こされた株主代表訴訟によって、たしかに取締役、取締役会の在り方が問われるところとなった。しかし、その内実を追ってみるといくつかのことを知る。一つの企業が多角化を意図してその業務分野を広げ、その積極策をはかったものの、新たな分野についての認識の甘さがあったのではないのか。清掃用品の分野から食品分野への進出で、例示すればそれは食品衛生法についての認識の甘さはやはり厳しくその責任が求められるものと思われる。その分野に精通している社外取締役を取締役会の一員に加えながら、その意見に耳を貸さなかったことはやはり致命的であろう。

さらに問えば、果してここでは取締役会が十分機能していたのか、やはり疑問が残る。機関決定に基づいての行動がとられていたとは思えない。

判決が投げかけた一つには、たとえカンパニー制をとっていて、権限を委譲していても企業活動にかかわる業務上の責任は取締役会にあると判断を下したことである。とみてくれば、権限委譲説、職能説として一つの企業同一組織内部での同組織内部の“約束”であって、対外的には何ら実効性を持ちえないということではないのか。

しかし、ここでの例からも知るように今日の生産活動は多様に分業化された経路を経ての協業化のプロセスをとっている。おそらく現実にはここでの例をみたように、市場と向き合う、商品化にかかわる企業が責任を負うこととなると思うが、それで果して十分かどうか。ますます複雑になってきているだけに製造物責任はなお検討が求められるのではないのか。

自ら積極的に公表しない、としてその事後処理にあたっての取締役会で沈黙していたほとんど関与することのなかった取締役会のメンバーにまで、責任がある、としたのがこの判決の特徴でもある。判例とするには少し不十分ではという思いも拭いがたいが、しかし、これとて不作為の行為に入る責任であると思われる。行動をおこさなかった、企業全体に責任を負う機関に対していかにその責任が重いことかを認識させたのではないかと思われる。

現実から目をそらすことがゆるぎない経営陣に課せられた責任ではないのか。

ここでのダスキンの事件は、2008年2月13日、最高裁が上告理由にあたらぬ、として却下したことにより、二審での大阪高裁が下した当時の役員13名が連帯して総額53億4,350万円をダスキン本社に対して払うよう命じたその内容で結審することとなった。当初損害額とされていたほぼ半分で断は下されたことになる。

さらに役員11人については「取締役会で公表しない方針を決めたのは隠匿にあたる」として賠償総額約53億円のうち、5億5,805万円についての連帯責任を認め、賠償することを命じた。当時の社長は5億2,805万円、現社長は、2億1,122万円の限度で賠償での連帯責任を負うというものであった。

取締役会を中心とした役員への責任を問うた、重要な意味をもつ判例となった。そこには明らかに取締役会の合議体としての機関責任が明示された例とみたい。

- (1) 「ダスキン株主代表訴訟事件」(『判例タイムズ』No. 1172(2005. 4. 15)271-301頁。271頁)。
- (2) 同(1)。
- (3) 同(1)。
- (4) 同(1)。
- (5) 同(1)。
- (6) その経緯についてもふれている。「ダスキンは、平成4(1992)年4月にミスタードーナツの飲茶事業に進出して以来、小肉まんを販売していたが、その売れ行きは芳しくなかった。そこで平成11(1999)年11月からダスキンとの間に飲茶事業に関し技術提携契約を締結していた株式会社皇宮(ファルコン)並びに従来からダスキンとの取引がある株式会社ハチバン及び伊藤ハム株式会社の3社とダスキンとで『大肉まん』プロジェクトを設け、『大肉まん』の試作を開始した。」「ダスキン株主代表訴訟事件」(『判例タイムズ』No. 1214, 2006. 9. 15, 115-159頁)。これも戦略的提携に含めるべきか。販売はダスキン、ミスタードーナツ、ここに出てくる皇宮が技術指導、そして製造に関してはハチバン、伊藤ハムという関係からなるプロジェクト。そして新製品「大肉まん」を開発するというわけである。普通のサイズより少し大きめのオナカの空いた人向けのぶたまん、というだけのことでないのか、と思うのだけど、これがヒットするのだという。わからないものだが、それをマーケティングであると口にするのか。そんなレベルのことなのか。それを学問であるというのか。「肉まんの皮には、色つやを良くし、食感を高めるために油脂を練り込むが、当初はラードを使用する予定であった」(121頁)。この「大肉まん」の売物は大きさだけではないに色つや、食感にもあったのか。一度試しておくべきだった。その当時は「大肉まん」があることさえ知らなかった。たしかにこの国の人々の味覚は敏感なのだと思う。すぐれているという差しさわりがあるからそこまでは断言しないが、食べ物については何しろ誰れもが一家言を持っているほどにうるさいのだ。つくる側とて苦労するというのではないのか。何故、テーブルに塩、胡椒などの調味料がおいてあるのか、考えてみたことがあるのであろうか。いやおそらく日本ではあれは使ってはならない調味料ではないのか。「実際に肉まんの製造を行う中国ではラードが品薄であったため、平成12(2000)年1月頃にラードの代わりにショートニングを使用することを決定した」(121頁)。それこそこの決定を誰れがしたのか、も問われるのではないのか。技術指導を行っている皇宮側が行なったのか、製造側にもかかわったのか。ダスキン側はどうだったのか。「ショートニングは天然パーム油に化学合成品である酸化防止剤が添加物として入っているものである」(121頁)。問題の添加物はここに出てくる。これがなければ問題はそもそもおきなかったのではないのか。最大の原因はこの仕様をかねて酸化防止のために添加物を使用したことにあったのではないのか。「伊藤ハムはショートニングについて日本で認可されている抗酸化剤BHTを使用していた」(121頁)。こちらの方も工場は中国であった。だが、こちらは問題がなかった。「ハチバンが平成12(2000)年3月15日に試作した製品には、ハチバンの中国での製造委託工場である山東仁木食品有限公司が入手した中国の不二製油製造のショートニングが使用されていて、これにTBHQが含まれていた」(121頁)。なお特定すれば、不二製油ということになるのか。だが、中国ではこのTBHQは認可されていたのだから、それをそのまま中国で製造していたがゆえに使ったこの山東仁木食品にかかってくるということになるのか。ここが難しいところであろう。だが、ここでの関連からい

けば、技術指導に監督、責任を取っている皇宮ということになろう。そうした経緯を経て、「平成12（2000）年3月に5店で試作品の販売が行われ、その後同年5月からテスト販売が行われたが、テスト販売の『大肉まん』販売個数は月間40万個までであった。その後、同年10月6日から全国の店舗で販売が開始されたため、販売量は月間500万個に上った」（121頁）。

- (7) 同(6)。
- (8) 前掲判例 No. 1214, 115頁。
- (9) 同(8)。
- (10) 同(8)。
- (11) 前掲判例 No. 1172, 275頁。
- (12) 前掲判例 No. 1214, 115頁。
- (13) 同上, 149頁。
- (14) 同上, 155頁。
- (15) 同(14)。
- (16) 前掲判例 No. 1214, 121頁。
- (17) 前掲判例 No. 1172, 271頁。
- (18) 同(17)。
- (19) 前掲判例 No. 1172, 276頁。
- (20) 同上, 287頁。
- (21) 前掲判例 No. 1214, 121頁。
- (22) 前掲判例 No. 1172, 287頁。
- (23) 同上, 288頁。
- (24) 同上, 290頁。
- (25) 同(24)。
- (26) 同(24)。
- (27) 前掲判例 No. 1172, 291頁。
- (28) 同上, 275頁。
- (29) 同(27)。
- (30) 同(27)。
- (31) 前掲判例 No. 1214, 130頁。
- (32) 前掲判例 No. 1172, 291頁。
- (33) 前掲判例 No. 1214, 155頁。
- (34) 同上, 155-156頁。
- (35) 同上, 156頁。
- (36) 同(35)。
- (37) 同(35)。
- (38) 同(35)。
- (39) 同(35)。
- (40) 同(35)。
- (41) 同(35)。
- (42) 同(35)。
- (43) 同(35)。
- (44) 同(35)。
- (45) 同(35)。
- (46) 同(35)。
- (47) 前掲判例 No. 1172, 287頁。
- (48) 同(47)。
- (49) 同(47)。
- (50) 前掲判例 No. 1172, 289頁。
- (51) 同上, 278頁。

- 52 同(51)。
- 53 同(51)。
- 54 同(51)。
- 55 同(51)。
- 56 前掲判例 No. 1172, 279頁。
- 57 同(56)。